

平成 20 年 4 月 25 日（鳥取県公報第 7985 号第 13 頁）掲載の調達公告について、次のように変更する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

変 更 後	変 更 前
1 略	1 略
2 競争入札参加資格 この競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。 (1) 略 (2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件 ア 略 イ <u>平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 8 月 1 日（金）</u> までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 ウ <u>平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 8 月 1 日（金）</u> までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。 エ 略 (3)及び(4) 略	2 競争入札参加資格 この競争入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。 (1) 略 (2) 入札参加希望者に共通の資格及び条件 ア 略 イ <u>平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 7 月 25 日（金）</u> までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号鳥取県県土整備部長通知）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 ウ <u>平成 20 年 5 月 23 日（金）から同年 7 月 25 日（金）</u> までの間のいずれの日においても会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。 エ 略 (3)及び(4) 略
3 略	3 略
4 入札手続等 (1)～(3) 略 (4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 <u>平成 20 年 8 月 1 日（金）午前 10 時</u> イ 略	4 入札手続等 (1)～(3) 略 (4) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 <u>平成 20 年 7 月 25 日（金）午前 10 時</u> イ 略
5～10 略	5～10 略
別記 略	別記 略